

## 議案第76号

佐野市国民健康保険条例の改正について

佐野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年9月6日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐野市国民健康保険条例（平成17年佐野市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第76号参考資料

佐野市国民健康保険条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
第16条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	第16条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。